

## 第20期 国立市社会教育委員の会（第2回定例会）会議要旨

平成25年6月18日（火）

[参加者] 松田、立入、佐藤、猪熊、根本、武澤、矢野、柳田、川延、太田

[事務局] 津田、清水、藤田

松田議長 第2回の定例会を進めたいと思います。  
最初に資料の確認を事務局からお願いします。

事務局 暑い中ありがとうございます。本日もよろしくお願ひいたします。  
それでは、資料について確認をさせていただきます。皆様のお手元に次第  
がございます。下に配布資料とありまして、資料1、第20期社会教育委員  
の会審議予定（案）をお配りしております。

内容についてご説明を申し上げます。25年度と26年度、どのように進  
めていくのかということについて簡単な表をつくっております。先月5月が  
委嘱になります。本日、6月今後の進め方について、事務局より諮問につ  
いての説明をいたします。7月から1月にかけて、7カ月になるのでしょうか、  
課題を共有するという期間にしたいと考えております。内容としては、19  
期での審議の内容や答申の、検討の成果や課題、継続して協議した方がい  
い事柄について共有をしていきたいと思ひます。

2番、委員の皆様から各委員の推薦区分、例えば公民館、図書館、大学か  
ら来ていただいている学識経験の方々にはその立場から、さまざま家庭教育  
支援の現状と可能性について委員の皆様からご報告をいただきたいと思  
っております。

続きまして、3番、担当課。私たち事務局ですけれども、国立市では現在  
市役所の諸機関としてはどういった家庭教育支援を行っているのか、それ  
についての報告を考えています。あわせて、他市の事例報告を考えてお  
ります。

5番、現状と課題の検証について、1から4までを踏まえて現状と課題の  
検証を行うということです。今までの1と4については事務局が実施をする  
のか、また、各委員さんのほうでお調べをいただいて発表していただく  
のか、それらについても後ほど今後の進め方についてという部分で検討  
していただければと考えております。明年2月から明年度の7月に向けて  
5カ月間になりますが、家庭教育支援の充実に向けたあり方と方策を考  
えるという期間にしたいと考えております。

内容としては、1番、他市の先行事例の紹介、また、ヒアリングを実施  
する。2番、国や都の施策についての情報収集、そして発表、3番、家  
庭教育支援の充実に向けたあり方と方策の検証についてということになり  
ます。

続きまして、8月から2月には答申の作成に向けてということで骨子をつ  
くって文案を作成するという、具体的に答申をつくっていく作業に入る形  
になります。そして、3月に答申を決定させ、答申をしていくという流  
れを考えてございます。

続きまして、資料の2番についてご説明申し上げます。今、資料1につ  
いて大まかな流れをご説明申し上げましたが、資料2は具体的な定例会  
の日程を入れて、こういったテーマで議論していこうというものにつ  
いて全24回分つくっております。

ざっくりとご説明申し上げますと、第2回定例会が本日は。第3回が、  
先ほどご説明したような19期の答申について、また、国立市で行われて  
いる家庭教育支援について。第4回、第5回で各委員の皆様から事例報  
告、または可能性についてのご報告をいただければと考えております。

10月、第6回、第7回で国立市の現状について、第8回、他市の現状把握について、第9回、現状と課題の検証、第10回が国と東京都の施策について、11、12、13回で他地域の先行事例のついで事例報告をしていただきたいと考えております。そのあたりから、13、14と答申に盛り込む内容、こういった内容を盛り込んでいきたいということも含めて議論をいただきたいと思っております。第15回、来年の夏、7月になりますが、家庭教育支援の充実に向けたあり方と方策の検証について、ここで議論をしていただき、その後、8月からは章立ての検討や執筆分担の確認、章ごとの記述内容の確認を11月まで、12月以降はでき上がってきた答申文案について検討していくという流れを考えております。

続きまして、資料の3番です。これについては後ほど事務局から、このレジュメをもとにパワーポイントを使ってご説明をさせていただきます。前回お配りをさせていただきました文部科学省の家庭教育支援の推進に関する検討委員会、分厚い資料をお配りさせていただいたかと思っておりますが、この内容について簡単にまとめたレジュメとなっております。その内容について後ほどパワーポイントを使ってご説明をさせていただきます。

その他の資料は公民館だより、公民館の図書室月報、乳幼児期からの子どもの教育支援ということで、東京都から配布をされています教材の広報についてお配りしています。また、社会教育委員の会の全国組織がございまして、そちらのニュースレターというものが入っているかと思っております。その他のa、b、cに該当するものについては、今日の会議では使用しませんので、情報提供という形で読んでいただければと考えております。

事務局から資料についてのご説明は以上になります。

松田議長 どうもありがとうございました。

それでは、議題を見ていただきまして、本日は諮問についてということと、今後の進め方についてと、大きくは2つの内容で始めさせていただければと思います。

前回教育長のほうから諮問いただきましたけれども、その諮問と、諮問がなされた背景といいますか、そういうようなことにつきまして、それではまず事務局からご説明いただければと思います。

では、よろしく願いいたします。

事務局 前回教育長から提示のありました、諮問書理由の2段落目で、文部科学省により設置された家庭教育支援の推進に関する検討委員会が報告した内容について触れております。皆様にこれから審議を進めていただく際の参考にしていただければと思ひまして、こちらをご説明させていただきます。

前回配布のA3判の資料にも内容がまとまっているところですが、データを含めてご説明差し上げるため、レジュメを作成いたしました。まずはこちらに沿って進めたいと思っております。

文部科学省・家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書、タイトルが「つながりが創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」ということで、平成24年3月に提出されたものでございます。

Iの家庭教育をめぐる現状と課題、1、家庭教育をめぐる社会動向、(1)家庭環境の多様化や地域社会の変化、多様化する家庭が抱えるさまざまな問題について。こちちが世帯構成別割合で、一番下の緑が単独世帯、青色が夫婦のみの世帯、赤色が夫婦と未婚の子どものみの世帯、水色のものが一人親と未婚の子のみの世帯、黄色が3世代世帯、その他がその他の世帯となっております。こちちが、約20年前の平成元年と比べて、3世代世帯の、この黄

色のところの割合が14.2%から7.9%と約半数に減少しています。子どもを持っている世帯の割合も全体からみて減少しています。子どもがいない世帯が増えることによって、親が祖父母などから子育てに関して学ぶ機会というのが少なくなっていること、また核家族化ということで相談、協力できる人が家族にいないなど、親だけで子育てを担わなくてはならない家庭が増えていると報告されています。

次に共働き世帯の推移ですが、20年前から共働き世帯が、青色で表現されております。1992年の段階で共働き世帯がその世帯を上回っていき、1995年だけ一旦減少した傾向がありましたが、それ以降だんだんと共働き世帯が増えている現状がございます。

一人親世帯について、一人親世帯というのが78.5万世帯あります。これも20年前と比較して約2割増加しています。図4を見ていただくと日本の相対的貧困率は15.7%で、OECD加盟国の中でも高い水準となっています。特に子どもがいる現役世代のうち、大人1人で子どもを養育している家庭の相対的貧困率は、加盟国中最も高くなっています。

児童相談所における児童虐待相談対応件数の年次推移ということで、児童虐待の相談対応件数は、22年は東日本大震災があった年の影響で、増えていることが考えられるのですけれども、それでも平成2年の段階と比べて大幅に上昇している傾向がございます。

レジュメに戻っていただいて、自然な教育的営みが困難になった家庭生活の変化という項目で、この報告書の中では就業形態が変化したことにより、職住分離の生活ということで、親が仕事をしていたとしても子どもが身近な場所で親が仕事をしているのを見ているようなことが昔はあったが、今は共働き世帯の増加も相まって、家族が一緒にいる時間がとれにくいような状況になっているといわれています。

データもありましたが、小家族化により、赤ちゃんに接する経験を持ったことがないという人も増えています。さらに都市化が進んで、空き地や原っぱなど、子どもの身近な遊び場が減る一方、ゲームや携帯電話などの普及により、子どもの遊び集団というのが身近な地域で成立しにくくなっている状況があり舞う。また、生活のあり方が変わったことによって、親と子の間で自然に行われるような家庭教育の教育的な営みがすごく難しくなっているという現実や、地域のつながりの希薄化によって親や子が家庭の中に、親と子の関係の中に閉じこもったものになっていくような現象が懸念されているとの報告があります。

次に、18歳未満の児童のいる世帯の割合について、25年前、昭和61年と比較しまして、大体半数の世帯に子どもがいる状態だったのが、平成22年の段階になって25.3%、4分の1の家庭でしか子どもがいないといったデータが出ております。15歳未満の人口も減っており、相対的には13.1%と減っています。減少が続いた結果、人口が現在の1,684万人いるところから、平成72年の段階になると791万人になると推計が出ております。子どもの人口や子どもを持つ世帯が減少するという一方で、子どもや子育て家庭が地域の中でも少数派になっていくというような現象が起きているのではないかと、さらに血縁、地縁などが何年か前と比較して弱まっているような状況が見受けられます。それと関係してか、子育てに不安や負担感を抱えている世帯が多く見受けられます。

文科省で平成20年に調査した結果では、子育てに不安があるかと聞いたところ、37.2%の家庭が悩みや不安があると結果が出ています。子育てについての不安や孤立というのは、一部の家庭で起きているような特別なことではなく、かなりの家庭でそのような状況が起これることであり、現状

で子育て家庭が孤立した場合に、特に困難を抱えていても支援を望まないような家庭の場合は、支援のアプローチというのが難しい現状にあると報告されています。

次に(2)の現在の子どもの育ちをめぐる課題の社会性や自立心等の育ちという項目の中で、生徒数に占める「不登校」の比率というデータが出ています。この中で、ピンクの一番上回っている数字が中学校での不登校の比率です。中学校での不登校の比率は平成22年の段階で約37人に1人、小学生の場合でも約311人に1人の子どもが不登校であるという数字が出ています。

児童による暴力行為は増加傾向にあり、年間6万件と報告されています。

若年無業者数の推移では、平成5年の段階では40万人とされていた人数が、平成19年の場合は62万人いると推計されています。

そのほか、ひきこもり群の推計数では、ここで狭義のひきこもりとなっている、「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」人が、23.6万人いると推計されています。「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」という準ひきこもりが、46万人いると推計されています。広義のひきこもりだと69万6,000人いるとの推計の数値が出ています。

社会環境や経済的な環境の背景もありながら、自分と社会とをうまく結びつけることや、支える力になる家庭や地域、社会とのかかわりの中で育まれるような社会性や人間関係能力といったところに課題を抱える子どもが増えているということを示しています。

体験の格差や経済格差の子どもたちへの影響懸念という項目に移りまして、お配りした資料の図17では自然体験や友達との豊かな遊びの経験が若い世代ほど減ってきている現状が報告されています。また、所得格差が拡大傾向にあって、就学援助の対象となるような要保護及び準要保護児童生徒数が平成7年と比べて増えているような状況がございます。

(3)家庭教育が困難になっている社会ということで、このように子どもの育ちをめぐる課題などの課題を見てきたのですけれども、ただ家庭が家庭教育に関して努力していないわけではないという調査結果が図19から図21です。家庭でお手伝いをする小中学生が増加していたり、生活リズムが身につくようしつけている保護者が多くいたり、テレビゲーム等で遊ぶ時間を決めていくという保護者も増加しているなど、しつけに心がける親という項目が増えています。ただ、よい親になりたいという家庭の親の気持ちがあっても、経済的な問題や生活のストレスから家庭生活に余裕がなく、家庭教育を行うことが困難になってしまっている家庭もあります。家庭教育に関心が高く、さまざまな教育資源の情報収集や活用を図っている家庭もあり、家庭教育が二極化している状況とも言えます。現在の社会では、家庭や職業、地域の間関係が変化したことで、親子の育ちを支えるさまざまな人間関係が弱まり、子どもを持った親が大人になっていくことや子どもが家庭に生まれて、親と子の間で、また、地域や社会との中でさまざまなかかわりを持ちながら成長発達していくことが、自然に行われるということが難しくなっていると報告されています。

次に、2の家庭教育と家庭教育支援に移ります。この報告書で家庭教育の定義ということで、「家庭教育は、父母その他の保護者が、子どもに対して行う教育のこと」と述べられています。家庭教育に関する法律について、教育基本法の中で家庭教育の記述がございます。第10条第2項の中では「地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会

及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と定められています。

社会教育法の中にも家庭教育に関する定めがありまして、第3条第3項は、諮問書の中にもありますが、「国及び地方公共団体は、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする」と国及び地方自治体の任務を定めています。

報告書の中で家庭教育支援の目的という項目の中では、「家庭教育支援の目的は、親の支援を通じて、子どもの育ちを支えていくということにあり、人間の育ち、子どもの発達資産形成の観点から、家庭教育の支援活動を行うとともに、学校や地域の関係者が協力をしていくことが必要」と記述されています。その中で「子どもの発達資産形成」という文言が出てきたのですが、この「子どもの発達資産」が「子どもたちが発達する上で獲得することが望ましい事柄」ということで、本日お渡ししましたプリントの47、48ページに当たる部分に考え方についてまとまっています。「発達資産は子どもの社会化（社会の一員としての成長）にとって好ましい具体的、常識的な経験及び資質である。子どもの健全な成長に影響を及ぼすとともに、子どもが思いやりがあり、責任ある大人になるのを支援する」という記述がございます。

子どもの発達資産ということで、「子どもが、発達資産を自ら獲得し、積み上げていこうとする力、またはその結果得られた力」というのが子どもの発達力、それが地域の教育力、学校の教育力、家庭の教育力という、家庭と学校と地域が連携することによって、子どもの発達力を支援することによって、子どもの発達力が積み上げられて、発達資産が形成されるという考え方の説明になっています。

こちら側が地域だったり家庭だったり、学校の教育力が高められて家庭の発達力、地域の発達力、学校の発達力ということで、みずからを向上させようとする力、またはその結果得られた成長の力とあります。家庭や地域、学校、社会に住むさまざまな家庭、近所、団体・グループ、企業・NPOなどが行政の下支えのもとで発達力を高め、家庭や学校、地域の発達力と相互的に作用する子どもの発達力ということで、その外的資産というのが、子どもが周りの世界から受け取る好ましい経験ということで、参考になる考え方ということで紹介されておりました。

次の項目、（2）家庭教育支援の実施状況という部分では、こちらは今後の審議の中で別途取り上げていきたいと思っておりますので、今回は省略します。

3、家庭教育支援の課題では、（1）子の誕生から自立までの切れ目のない支援ということで、乳幼児期の子を持つ保護者は子育ての自信や対処能力が不足しがちであることから、子育ての始めの時期の支援を充実することが重要だと報告されています。

妊娠期や乳幼児を持つ家庭を対象とした学習機会や、今後親になる世代に対して、親になることについて学ぶ機会が提供されることが必要であると。

子どもの誕生から子どもの自立まで継続して学びを支援していくが必要ということが述べられています。

（2）の部分について届ける支援と福祉等の連携という部分がございます。課題を抱える家庭に対して、届ける支援（アウトリーチ）を推進することが課題。困難な課題を持つ家庭に対しては、身近な地域人材による支援とともに、専門家や専門機関、団体との連携が重要であると。

福祉的な支援や保健・医療的なケアが必要な課題については、保健福祉行政や福祉機関、保健医療機関等との連携を進め、支援のネットワークをつく

っていくことが課題という記述がございました。

ここで先ほどお話ししました、こちらのプリントで、白梅学園大学の学長をされている汐見先生が福祉分野との連携を考える際に、参考となる考え方について論文を掲載されているということをご紹介します。

(3) 多様な世代がかかわり合う社会で、子どもの育ちを支える。子どもが家庭・地域、学校でさまざまな役割を持ち、自分を生かしていく力を身につけることができるような環境づくりが必要である。多様な世代がかかわり合う社会で、子どもの育ちを支えることが必要である。

(4) 地域の取り組みの活性化という項目では、地域の状況や課題に応じた取り組みを活性していくことが必要ということでした。以上が I の家庭教育をめぐる現状と課題でございました。

これら現状や課題というのをどうしていくべきかということで、A 3 判のプリントの 8 ページに移りましてご説明いたします。

家庭教育が家庭内に閉じて行われるのではなく、親も子も地域や社会とのつながりやかかわり合いを持つことが重要であり、それが家庭教育の内容の豊かさにつながる。また、多様な世代が子育て家庭にかかわり、支援者同士がつながりを広げていくことにより、子どもと親の育ちを豊かに支えることができる。このようなつながりをつくる豊かな家庭教育のための支援の方向性と方策を提案している。方向性 1、親の育ちを応援する。親の育ちを応援する学びの機会の充実。親の育ちを応援する学習プログラムの充実、多様な場を活用した学習機会の提供。将来親になる中高生の子育て理解学習の推進。子どもから大人までの生活習慣づくり、企業と連携した生活習慣づくり、中高生向け普及啓発。方向性 2、家庭のネットワークを広げる。親子と地域のつながりをつくる取り組みの推進。家庭を開き、地域とのつながりをつくる。学校・家庭・地域の連携した活動の促進。方向性 3、支援のネットワークを広げる。支援のネットワークをつくる体制づくり。地域人材による家庭教育支援チーム型支援の普及。課題を抱える家庭に対する学校と連携した制度の仕組みづくり。人材養成と社会の子育て理解の推進。これらの方策は、地域の状況や課題に応じ積極的にみずから、または地域の多様な主体と地域住民の取り組みを促すように、関係づくりとも連携を図りながら文部科学省と地方自治体において取り組むことが期待されるものである。というふうに報告されております。

最後に、報告書の中で家庭教育支援は親が元気になるための支援であり、それは子どもが元気になるための支援でもある。さらに親子が元気になり、支援の輪が広がることによって地域も元気になっていくとまとまってございました。

国立市教育委員会からの諮問理由書の中にも、地域とのつながりの希薄化や親が身近な人から子育てを学ぶ機会の減少など、そうした家庭教育を支える環境というのが大きく変化しているということについて触れております。子育て世帯が抱えるさまざまな課題や地域、国立市の実情とさらなる家庭教育支援の充実に向けたあり方と方策について、皆様に 2 年間ご審議いただきたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

松田議長 どうもありがとうございました。昨年の 3 月に文部科学省が出しました家庭教育支援に関する報告書について、要点を非常に的確にご説明いただきまして、こういう家庭教育支援に関する社会の変化や家庭の変化、それに対する必要性、課題性みたいなものが全国的に見られる、高まっているという背景がある中で、国立市の場合はどうなのだというところに大きく流れはあるということかと思いますが、今日は、基本的には、まず課題の共有と言い

ますか、委員の皆様方で幾つか観点、視点を合わせていただきまして、少しブレインストーミング風に議論ができればと思っております。まず、とりあえず今の報告書の内容を踏まえまして、どんな項目からでも結構ですけれども、ご質問やご意見がございましたら、ご発言いただけたらと思います。いかがでしょうか。

矢野委員 すみません、いいですか。せっかちなので、矢野ですが。今のお話にもありましたように、家庭教育支援というのは、非常にテーマというか分野が広い、不登校からいじめ、あと自然体験とか学習支援、またさらに、子どもに直接やるものもあれば、親を直接やって間接的に子どもをやるというような、非常に多岐にわたるといことで、国としては、当然、全部日本全国津々浦々すると大体こうなります。

だけど、今議長おっしゃいましたように、国立の場合はどうなのだということが重要で、我々がこれから2年間目指すときに、野外体験からいじめから朝ご飯運動まで全部やるのかとか、そういったことも踏まえると、前回もそうでしたけれども、今国立の家庭教育は何がテーマとなっているのかということていくと、学校教育の現場の方とかPTAの方から聞くと、前は児童民生委員の方がいらっしゃったので非常に深刻な、実は実情というものを、私も初めて知りましたけれども、前回も申し上げましたけれども、東京23区に比べると非常に落ちついたということとはいえ、やはり24時間何が起きかわからない家庭ということも実はあるということも民生委員の方おっしゃっていましたけれども、そういう子どもさんたちと日常相對している方がいろいろお話しいただいたほうが、何か空中戦で我々が新聞を読んで、いや今は大変だと、日本は貧困が大変で、子どもの貧困が大変で、国会でも貧困法が成立したのだから、何とかこれを救わないとOECDの中で一番ひどいということ、さっきもありましたけれども、ここが問題だなんて言っても、国立は実は、所得で見たら非常にレベルが高かったりしかねませんので、ぜひ、校長先生とか皆さんに現場の今の見方で何うのがいいのかなと私思うのですけれども、いかがでしょうか。

松田議長 どうぞご自由にご意見をいただけたらと思うのですけれども。

根本委員 根本です。今、現場的にどういう特徴があるかということについては、教育委員会で把握を十分にしていると思うのですけれども、私が子どもたちの様子を見ている中での課題というのでしょうか、その辺を見ると、不登校は多いのではないかと感じます。必ず校長会とか教育委員会との話の中でも不登校などについては、課題でいかに減らしていくか、そういう取り組みをどういうふうにしたらできるのかということは、繰り返し出てきます。

あと、もちろん虐待だとかそういったことも時には出てくるのですけれども、一番目立つのはそういうところかという気がします。その辺の情報というのは、例えば、家庭支援センターとか、そういったところも結構情報を持っていると思いますので、そういったところからさらに詳しい情報を得られる気がいたします。

暴力行為だとかいじめだとかで、もちろんいろいろなところでないということではないと思うのですけれども、それに比べて不登校の問題というのは大きいというのがいつも話題になるのですね。

松田議長 小学校現場から見られたらということだと思いますが。いかがですか。とりわけ家庭教育ですと、例えば乳幼児だとか子育てということも非常に大

きなテーマになるかと思うのですが、地域でいらっしゃっていて、お母さん方の子育てとか、そのようなところで何かお感じになられることがありましたら、お話いただければと思うのですけれども。なかなかお話の射程が広過ぎるというのがありますよね。

佐藤委員 よろしいですか。佐藤です。私、今回の諮問の内容も家庭教育支援の充実についてということと、今ご説明いただいた、国から出ている検討委員会の報告書を見たときにもものすごく幅が広いですよ。乳幼児からつまり大人になるまでを書かれているわけですよ。そうすると、国立には子ども、総合子ども計画でしたっけ、ありますよね。そういうほうが本来から言うと、こういう内容に取り組んで計画をつくっていく役割の気がしてきて、教育委員会でかかっている社会教育委員の会として、今度各取り上げてまとめていく答申の内容が、どの範囲までやるのかというのが、すごく漠然としていて、話しづらいというか、見えにくいというところがあるのです。福祉との、前、議長さんがおっしゃったように、福祉との連携の部分大きいですよ。そのあたりも含めて全部を私たちが把握をして、それこそ揺りかごからではないけれども、そこまで全部をまとめ入れるということは難しいと思うのです。ですから、検討課題のときにいろいろな幅の話が出るのはあっていいと思いますし、背景にあって当然だと思いますけれども、実際にやる部分というのは、私たちから見るとある程度、義務教育に入った部分が、学校に子どもたちが行っている間、せめて市内の高校生ぐらいまでだったら、まだ私たちで見えている部分があるかなと思うのです。

個人的には、乳幼児のことについて、詳しい人もいらっしゃるかもわかりませんが、この答申として取り上げる内容としては、あまり幅が広過ぎるとつかみにくいものになるのではないかなという気がいたしました。これ読んだときに、え、こんなに幅のあることをどこまでやるのだろうというのが正直な感想でした。

松田議長 いかがでしょうか。家庭教育支援という課題がどういう課題なのかというのが、ある程度それは一般的にどういう課題と言われているのかということ、国立市の中でどういう課題として取り上げるべきなのかというのは、2つの方向性があるのですけれども、現在そのあたりでまだ戸惑いがあるという感じですよ。

実は、報告書が、私も検討委員の1人でやっけていまして、そのときに話題になっていたのは、まず家庭の教育力が低下したという言い方がよく言われると。ところがそれは違うのではないかという議論がまずスタートにあって、むしろ家庭教育というものが、非常に困難な社会環境というのが逆に広がっているのだという、家庭教育が低下したと言いますと、もっとお父さん、お母さん頑張りなさいという、そういう方向にしかいかないのです。どっちかという、子育ての孤立とか、そういうむしろ1人で頑張らなくてはいというプレッシャーの中で、非常に逆に厳しい、ネグレクトの問題とか、そういうものを含めて厳しい課題が出てきていると。そういうことからすると、むしろ社会全体で家庭教育をどう支えていけるのか、そういうことを基本的には、答申として考えないといけないということで、副題ではつながりが創る豊かなというのが、そういう趣旨が色濃く出されているという、そんなところだったと思います。

それと再三にわたって議論になったのが、先ほど教育と福祉だとか、家庭を支えるのか、家庭教育を支えるのかという議論がありました。基本的には、家庭教育を支えると言いましたら、言葉だけで見ますと、家庭教育を行われ

る方、教育の主体者をいかに支えていくかという、お父さんであったりお母さんであったり、さまざまな方がなれると思うのですけれども、という支援策になるということ。ところが、学校教育だと、教員が支えるというのははっきりしているのですけれども、家庭教育の場合、お父さん、お母さんが支えるということと、家庭を支えるということの切れ目が難しいのです。それで、それは教育と福祉の関係も同様なところがあって、重なり合う部分というものを整理するというよりは、生かしながら考えていかないといけないのではないかというスタンスも少しあったように思います。

何か汐見先生が、ここにも抜粋されていましたが、外からやってくるのが教育で、内部のこういうのを支援者が支えるというのが福祉なのだという、福祉と教育の切り口の新しい言い方をなさっていましたけれども。

いずれにしても、今の一般的な状況として、人間形成の基盤になっている家庭という中での教育のあり方が、とりわけ難しい、家庭教育をするにおいて難しい環境というのが広がっていると、それをどういうふうに支えることができるかということでの報告書だったかなと思ったりします。

根本委員 根本です。私も、今お話を聞いていて、ほんとうに家庭教育の困難さというか、個々のいろいろなケースの不登校のお子さんだとか、いろいろな問題を抱えているお子さんの家庭などを見ていくと、やはりそういうふうに感じます。同じように困難な社会なのだろうなというのはすごく感じるのです。誰も別に怠けてどうこうしたいってそういうわけではなくて、一生懸命生きているのだけれども、なかなか思うように、経済的なことだとか、家庭のことだとかいろいろなことでの苦労はあるのだろうなというのは、すごく感じます。

そういった一つ一つのケースというのは、ほんとうに各家庭によって違うのです。困難さの原因というのですか。それを一つ一つ、支援策を考えていくのは難しいとは思いますが、何が原因なのか、どういうものが困難に陥っているのかという、そういうものをある程度つかんで、では、そういう場合には、どんな支援ができるの、どこの機関が何をできるかということ、校長の立場としては、自分が知っていれば、おたくのこういうケースには、こういうところがあって、きっと何かいいアドバイスをしてもらえますよと、コーディネーター的な役割ができると思います。ただ、その辺の知識も多分各校の校長もそれほど持ち得てはいないのではないかという気がするのです。

何かそういうものが見えてきて、こういう困難なときには、こういうようなシステムがある、あるいは、なければどういうのをつくっていったらいいのではないかという、そういうところの話ができて、そのマップみたいなものができてくれば、かなり現実的に支援ができると思います。そういうことを話し合っていければ、ここの会の意味もあると思います。

松田議長 ぜひ、ご発言いただいていない委員の皆様方からいろいろお声を聞かせていただきたいと思いますので。

太田委員 では、太田です。前回もお話お聞きしながら思っていたのですけれども、家庭を支援するにしても家庭教育を支援するにしても、何というか、極端な言い方をしてしまうと、こうあるべきだと、こうあってほしいみたいな価値観の押しつけにだけはしたくないというふうに個人的にはものすごく強く思っていて、例えば、先ほどの資料の中で発達資産という考え方が提示されておりましたけれども、これも一歩間違えると非常に危険なことになり

そんな気もしておりますので、どういう支援がいいのだろうかというのを、あんまりこの場で確定させない方向でいけばいいかなと思っています。

先ほど、お話にありましたように、どういう困難があって、どういう課題があって、で、解決できそうなものはどれで、これは難しいという、まずその見きわめから始まることになるかと思うのですけれども、何かそれを見きわめる際にも、多分ここにいるメンバーの価値観が大分入ってきてしまうと思うので、慎重にできればと思います。

立入委員 今の意見、ほんとうに私も思っていて。私も現在、母親ですし、小学校時代からこの子大丈夫かなと思う子は、クラスの中にいたりとか幼稚園も一緒だったりとかして、あらって思いながら見ていますけれども、でも、親という立場に対しては、同等な立場ですよ。下手に心配してあげるとか、何か声をかけるということが、その人にとっていいのかどうかとすごく、ずっと悩んでいて、もし、何か大変なことになりそうだったら、声をかけてあげるとかということはできたとしても、その支援の仕方って、やっぱりプロの方がするのと、一般、同等の立場の母親がするというのは、全然趣が違ってきますし、受け取る側の母親にしても、何で同じ立場なのにそんな言い方をするのと言われかねないようなのも嫌ですし、やっぱりいろいろなおうちがあるということは、多様性というか、生活の仕方も違うし、そういうことをそれぞれが思っていて意見を言うのと、不登校のことに関して、不登校になっていたとしても、すごく大きくなって、それがばねになって何かを発言するとか、何かをつくるとかということにとっても前向きにできる人もいっぱいいるので、それまでの状況がよくなかったとしても、大人になって、それがプラスに働くことはいっぱいあると思うので、一つの方向からではなくて、同じことがあったとしてもいろいろな方向から見られるような社会をつくっていくことになるような意見が出るといいなと、漠然とですが、思っています。

松田議長 はい、どうぞ。

柳田委員 柳田です。お話を聞いて、かなり深いところまで突き詰めないといけないのかなとは感じてはいるのですが、例えばいろいろなところで、これからいろいろな議論が出てきて、他の市町村の例とかということが出てきたりするということでしたけれど、それを例えば国立市に当てはめても、多分うまくいくところといかないところが出てくると思うのです。今、こういう現状で、実際に国立市にそういう支援を求める人というのが、どのような、相談とかがあれば、こういう相談が今、国立市には多いのだというものがもしあれば、そういうものを少しお聞かせいただいで、そういうものを含めてある部分に特化して、今、ここ2年間で、特に必要なものに特化していったほうが、いろいろな面で整理しやすいのではないかなと僕は個人的には思います。できればそういうものを、今こういうふうに困難にぶち当たっている人たちの声が市役所に上がってきているものとかがあれば、まずは聞かせていただいで、そういうものについてはこういうふうなことができるのではないかなという話を進めていってもいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

松田議長 今、1つには、家庭という課題がありますので、学校教育等とは違って、価値観という非常に微妙な問題があります。そのあたり、例えばあるべき家庭像みたいなことをやって話になると、これはかなり確かに怖いところもある

って、そういう扱い方といいますか、考えというのは非常に重要な問題だというのはご意見が出ているところです。

もう1つは、さきほど来、課題の立て方といいますか、それが全般的に家庭教育という形で網をかけていくと、ほんとに多岐にわたってしまいますので、より国立市の現状といいますか、国立市が抱えている課題というところから少し絞り込んでスタートしたほうがいいのではないかとというようなところでのご意見が出ているかなと思いますけれども。

せっかくですので、もう少しご感想を含めまして、お感じになられたことがありましたら。

武澤委員 武澤です。私はどうも教育というのは、この前もお話ししましたように初めてでございまして、何を言っているかわからないですけども、ただ、今、子どもの教育で先ほど2つの問題がわからなくちゃいけないのは、もう問題が発生している、問題事象をどうするかというのは、これはプロに任せるほうがいいと思うのです。問題がまだ起こらないような社会をつくるにはどうしたらいいかということ、僕はむしろそっちが大事なのではないかなと思うのですけれども、家庭教育だから、家庭は子どもよりも親だと思えるのです。親をしっかりさせれば、僕はある問題事象は出てこないのではないかなと思うのです。親をどうするか。昔の話をしてもしょうがないかもしれませんが、昔は村なら村とか、部落で大体子どもを育てていったわけですけども、今はもうほんとに隣の子どものもできるだけ干渉しない、何かあっても見て見ないふりをすることになっているから、そこが一番問題だと思うのです。その辺からもっともっと隣の子どものにどんどん干渉していろいろ話かけていくということを考えていったらいいのではないかなと常々思っているのですけど。

松田議長 いかがでしょうか。何となく、1回はしゃべらなくちゃいけないかなというプレッシャーをかけて。それについては冗談ですけども。

川廷委員 川廷です。これを読んだ感想ということでは、何か、自分が子育てをしてきた中で、今ここで語られている問題が、自分の問題としてあったのだと思いました。これを読んで子育ての中で、親が人間関係を地域で広げていくということが、やっぱり一番大事だということなのですが、私もずっと働いていたもので、世の中のお父さん方と同じように、地域での人間関係というのがほとんどなかったような状況でした。家庭教育の支援というか、そういった部分では、親の人間関係が弱くなっているということを感じて、それを広げていくことが大事だし、それは家庭教育のことだけではなくて、これから、定年退職してから地域で生きるときにも、結局それが関係してくるというのを、これを読んで感じました。この報告書はそれぞれの家庭の責任にしていなかったところは好感を抱きました。

松田議長 いかがでしょうか。

猪熊委員 猪熊です。家庭教育支援をぜひいただきたいです。子どもがいる家庭で母親をしている私にとっては、ほんとうにこれが、すごくいい答申がまとまることを期待しているところなのですけれど、確かに最初に出たところだと、福祉の話も出てきて、とても広過ぎてどんな意見を言っているのか全くわからなかったのですけれど、かといって、特化するといっても、特化のしようがかなり難しいとは思っています。昨年度に国立市でいじめの教育フォー

ラムがあったときに、そこで、いじめを防ぐという意味合いだと思うのですが、最終的な結論としては、子どもたちというか、自己肯定感を持てるように育てようということで話がまとまっていた感じだったのです。自己肯定感が持てる、それはやっぱり子どもにも大切なのですが、子どもが持つには親もそういった自己肯定感を持っていないと難しいと思うのです。そういった家庭にするというのも変なのですが、そういう自己肯定感を持てるような社会環境というか、そういうところからと、家庭とか学校とかと連携して子どもを育てていくというような、そういう支援、何かあまり具体的ではないのですが、そういったところの支援が必要なのかなと思います。先ほど武澤さんがおっしゃっていたみたいに、起こってしまった事象のことはやっぱり専門家なのかなと思いますし、そうならないために、いわゆる自己肯定感を持つというの、そうならないようにという意味だと思うのです。そちらのほうが家庭教育支援という感じなのかなと思います。

松田議長 一通り委員の皆様方のご意見を伺ったのですが、他の委員のご意見を伺われて、お話ですとか、あるいはご質問、ご意見とか。

矢野委員 皆さんの意見を聞いてなるほどと思って、私も教育という、そもそも教育って何かとなっちゃうので、もっと言うと、皆さんのお話を伺っていると、親とは何か、こうあるべきだ、子どもとは何か、もっと言うと人間とは何か、日本人というのは何かという、戦前みたいだったら単純だったのですが、今これだけの複雑な現代社会ですし、グローバル化も進んでいるし、そういう中で妙に、これだなんて、水戸黄門の世界じゃあるまいし、一つにあるわけないし、そうはないのです。

教育というところにどのくらい踏み込んでいくかということなのですが、私の個人的な意見ですが、学習という言葉でいくと、これは結構客観的に来るのです。と私は思っております。要するに何かというと、やっぱりこの前の19期のときもあったのですが、今はもう小学校に上がる前から経済的格差に伴って、習い事を習う子、小学校2年ではもう塾ばっかり通っている子と、ゲームでしか遊ばない、キャッチボールをやっていたら怒られちゃうということがあって、子どもが学習したい、できない、そういったことが学校の現場でも、国立でも非常に広がっているという、これは日本全国、これをいいという人もいます。これはまずいと。やっぱりみんなが一緒に九九を習っていくべきだと。できる子から先にどんどん方程式に行っちゃったほうがいいという人もいるから難しいのですが、そういう学習ということしていくと、最近、私も数日前に調べたら、都内でもそうですし、隣の国分寺でも、自治体も入って、塾に通いたくても通えない子とか、そういったところにNPOや行政も支援をするということは、広がりつつあるのかなと私は思っているのです、それは学習ですから。教育のワン・オブ・ゼムだからあれなのですが、今、お話を伺っていると、それは何となく、皆さんのコンセンサスを受けるけど、それから、親がこうあるべきだとか、子どもというのはこう育てるべきだとかいうところにほんとうに我々がどういうことを言えるかというのは、きっと相当難しい話なのでしょうね。

この前言われた中で、印象的だったのが、柳田委員さんの、意外と支援を求めてもらいたい人が実は求めていないとかいう人がいるとおっしゃっていましたよね。あれもなるほどと思ったのです。余計なおせっかいというか、私はこれで思って。いや、僕はそのほうがいいと思うのです。世界中そうですよね。アメリカが支援してくれると言ったら、いや、いいのですと。無理やりアメリカが出かけてきていて、アメリカの統一ルールで律することが幸

せかどうかはわかりませんから。我々が、言葉もそうですし、分野というのを改めて今、皆さんのお言葉をお聞きして、どの辺に軸足を置いていくかというのは、やっぱり難題なのだなという気がしました。

武澤委員 今の矢野さんのお話で、まさにそれはそうかと思うのですけれども、しかし、人間生活をしていく上で、やっぱり守らなくちゃいけないルールというのはあるわけですよね。これは日本人として守らなくちゃいけないルールとか、国立なら国立で生活していくときのルールというのは、その辺のルールは教える必要があるのではないかと。では、そのルールというのは何だということが、いろいろまた議論しなくちゃいかんと思いますけれども、あんまり何でもかんでも枠を取っ払ってしまったら、何だかさっぱりわからなくなってしまうということがあるのではないかと。

松田議長 家庭教育でそのあたり、例えばしつけみたいな言葉が時々出てきたりするのですが、しつけて何なのだという事ですね。それが必要だという意味ではなくて、必要でないということでもないのですけど。

これは家庭教育というのは大変だなということが、お話を重ねるにつれ、どんどん広がっていくと感じているのですが、つけ加えて、このときに少し話が出て、僕自身がすごく関心が高かったのは、家庭教育と言ったときに、最近、高校の中退者が非常に増えていまして、高校中退をしたときに、その子どもたちに接点を持つ場所というのが、学校を卒業していますから、実はあまりないのです。行政的にも厚労省でも文科省でも、そのすき間ぐらいになっていて、でも、常に家庭で生活していますので、そういう意味では、そういう子どもたちに対して、親がどういうふうに接していけばいいのかとか、そういう問題というのは、一つ、また最近であるからこそという面で、あるのではないかと考えております。

もう1つは、先ほどの資料にもありましたけど、よく言われる少子高齢化というのがあって、そういうことは結局逆に、高齢者が増えるというのは地域に密着する人口が逆に増えていくということですよ。これまでわりとコミュニティとかというと、家族か会社というのが一般的には多かったと思うのですが、両方とも結構変化してきて、では、どこでそういう帰属意識とか、支え合うという、先ほども出ましたけど、かかわり合いを持てる集団をつくれるのかといったときに、高齢者が地域密着する形で増えてきたときの地域のあり方というのは、すごく課題になっていると思うのです。そのときに、けれども、いわゆる昔ながらの1つのものにみんなが同化していくという、農村型の組み合わせといいますか、つながり方と、一方では、一人一人が独立していて、一人一人を橋渡ししていくような、ブリッジ型というか、都市型のもんと言ってもいいかもしれませんが、そういうつながり方があって、家庭教育においてもネットワークとよく言いますが、そのときにイメージされるつながりというのは、実は人それぞれだったりするわけです。ですから、そういう大きな意味での家庭教育と、地域とかコミュニティということが、どういう関係にあるのかとか、そういうことをどう支えていけるということになるのかなんていうのも、今の話だと抽象度が高いのですけれども、あるのかなと思ったところはあります。

しかし、今日の話聞いていますと、いずれにしても、まず、国立市の現状というのがあって、国立市のほうでどんな家庭教育にかかわる課題があって、それに対してどんな支援が必要とされているのか、どこで何ができるのかできないのかというあたりを、少しこの場で共有していくあたりがスター

トのところですかね。そういうことになりますと、事務局のほうからはどうですか。何かご提供いただけるような資料とか。

事務局 先ほどのスケジュール案にも載せさせていただいております、次回の中で、国立市で行われている家庭教育支援についてという項目を考えております。10月ぐらいのところに国立市の現状についてというのが入っているので、このあたりを今、皆さんがおっしゃっていただいた部分を勘案して、現状国立にある家庭が抱えている問題であるところの、それは数値化したものであったりすると思いますけれども、次回こちらから資料をつくってご説明できればと考えています。

そこで、各委員さんの中で課題について、現状こういう状況なのだなということ共有していただいた上で、各委員さんのお立場の中でどういったことができるのかということをお話を次々回、それ以降の場所で発表していただくことや、また、レジュメを切って発表という形が望ましいのか、それとも簡単な報告をしていただいて、それについて、意見交換ができれば、よりその課題を共有した上で、今出ている家庭の、親御さんに対しての、個々の子どもたちに対しての支援というよりは、むしろ家庭自体、また、地域全体に対しての支援みたいなことというのが、議論しやすいのかなと考えております。なので、結論から申し上げて、次回の段階では、国立が抱えている現状について数値的なものが主になるとは思いますが、それについてご報告をさせていただければと思います。

松田議長 そういう意味では、次回あれですね、国立の特徴というものを事務局のほうから少しいただいて、場合によっては次回以降で結構なのですが、そういう現場の方たちのヒアリングはこちらでさせていただけると、より委員の皆さんも現状が把握できるということはあるかもしれません。

事務局 ヒアリングというのは、こちらに子ども家庭支援センターの職員が来て、質疑をするといった形になりますでしょうか。

松田議長 はい。センターの方のほうに少し教えていただくといいますか、お話を聞かせていただくという、そんな感じもあるのかなと思いますけれども。お時間を拘束してしまいますので、それが可能かどうかというのはあると思うのですが。

事務局 おそらく、事務的な話で言えば、課から向こうの課のほうにお願いをして、センター長に来ていただくという形で十分問題なくできると思います。

矢野委員 家庭支援センターってあれですか。確認というか、要望であれですが、さっきの不登校のことなのですからけれども、矢川にあります適応指導教室がありますよね。あそこも管轄に入っているのですか。

事務局 適応指導教室は、教育委員会の教育指導支援課です。

矢野委員 また別なのですか。

事務局 そうですね。建物は同じ建物なのですからけれども。

矢野委員 違いましたっけ？

事務局 部が異なります。ただそれについては、教育委員会の部局の職員に来てもらって説明してもらうことも、今言っていた福祉部局から、子ども家庭部の職員に説明してもらうのも可能ですし、その2人が一緒に来て、それぞれ別々で報告をして質疑をしてという形をとるのも十分できることでございます。

矢野委員 あそこはあれですよ、先生、小学校、中学校問わず、不登校というか、とにかく学校には行けないけど。

根本委員 そうなのですけど、矢川のほうにあるのは小学生です。

矢野委員 小学生だけなのですか。

根本委員 教育センターという、保健所の近くにある、そっちが中学生です。

矢野委員 ああ、分かれていますか。

矢野委員 プライバシーにかかわるのでなかなかあれなのですけれども、この前の委員会でもその話題が出たのですけれども、なかなか実情というか、数字で見るとそれで終わるのですけど、何かやっぱり、俗にある、どういう子どもさんなのかとか、今どうなっているの、時間がどのくらいかかるのかとか、そういうのを知りたいと思っていたのですが。

松田議長 そういう家庭支援とか家庭教育支援をなさっている組織なんていうのは国立にはあるのですか。NPOとかという意味ですけど。

立入副議長 社会福祉協議会ですか？子ども家庭部というか、そこでは結構そういった形の、さまざまな年代の部会みたいなのはありますよね。

事務局 役所の内部としては、子ども家庭部という部がございまして、子ども家庭支援センターという係が外の施設としてあります。他には児童館が各地域にありますので、そういったところに対応していることはあります。外部の機関やNPOなどについて、はっきりしたものはこちらでは把握していない状況です。

事務局 むしろNPOは武澤さんをご存じかもしれない。

武澤委員 いや、NPOとしては、あまり全体的にやっているところはないのです。ただ、局部的にやって活動しているところはいろいろあります。例えば、私のところで、子ども科学実験教室を、10年ぐらいやっていますが、人気があって、毎年たくさん参加したい子どもたちが来ます。片や教えるほうは、みんな第一線をリタイアした人たちですから、その人たちがまた生き生きとして、そういうものを教えていくということがあるのです。リタイアした人たちが教えることのもう1つのいい点は、物づくりをしてきた人たちが教えるというのは、例えば三角関数でも、それは、物をつくるときにどこでそんなものが必要になってくるのだということをやちゃんと教えられます。単に三角関数はこうですと言うのではなくて、それは、物をつくるときにはこうやるのですよと。それから円周率の $\pi$ というのは、3.14ですよと。そ

れはどうしてかというのと、こうこうこうですよと教えると、子どもたちも、ああ、なるほどそういうことかと覚えてくれる。そういうよさがあると思うのです。そういう意味では、学校には失礼だけれども、学校の先生が教えるよりはおもしろく教えられるのではないかなと思います。

松田議長 例えば、お母さんの子育ての相談だとか、あるいは不登校支援、そういう組織活動というのはあまりない？

武澤委員 それは、直接的なものはないけれども、例えば、あそこの駄菓子屋をやっているところ。

矢野委員 はい、団地の。

武澤委員 ええ。団地の駄菓子屋をやっているところ。あそこは、あんまり遊びに行くところがないような人が集まってきて、もちろん駄菓子も買ったりするのですけれども、それともう1つは、そこで時間を潰すという子どもたちも結構いるのです。あれはあれで意味があるのかなと思っています。

松田議長 そういう駄菓子屋さんにごここに来ていただいて、お話を聞くとか、それは。

矢野委員 いいかもしれません。

佐藤委員 駄菓子やくにちゃんですよ。NPOの活動支援室ができて、しばらくしてそこでやり始めたもので、土曜日、大体土曜日の午後ですね。

武澤委員 はい、そうです。

佐藤委員 不登校の子どもというよりは、近くの子どもたちが来て、それで駄菓子を買うだけではなくて近所のいろいろな人たちが、手伝ってくれる人が、いろいろなことを教えたり、食べ物を一緒につくったりというような活動をしているのですよね。私はNPO活動をしているのですが、子どもたちに自然体験をさせるというのを毎年やっていて、立入さんのお子さん方お2人もうちの卒業生というか、参加されていましたが、それはもう20年以上、郷土館との共催事業ということで、うちのNPOが、自然の中で遊ぶ、実体験で遊んだ経験が、子どもさんたちないのです。お母さん、お父さんもほとんどないのです。ですから、自然との付き合い方というので、虫のとり方、名前を覚えるだけではなくて、付き合い方を教えていく、実際にとるなというのではなくて、とって育てることをやっているのですが、そういう活動をしているNPO法人ないしは市民活動団体というのは、幾つかあると思います。個別の問題としてはあると思います。

そういう意味から、前回の学校支援の方策のときに、具体的に学校にも行って、私たちも環境教育の手伝いをやります。子どもたちの違う部分、親御さんや学校では教えられない部分を地域が教える、付き合い方を一緒になって学べる場所は国立でも幾つもあると思います。

私、先ほどの話に少し戻りますけど、武澤さんが、ルールを教えなければいけないとおっしゃいましたが、教えるというよりも、どういうことがあるだろうかということを考えるのは大事だと思いますけど、教えるということではないような気はするのですよね。それは太田委員さんがおっしゃった

ように、押しつけということには、家庭教育支援というのはすごく難しいところがありますので、そこは大事にしていきたいなと思います。

武澤委員 武澤です。今、教えるというのは、僕はそこまで考えて教えるという言葉を使ったわけではないのですけれども、確かに黒板で教えるというような意味ではなくて、やっぱり一緒に遊ぶところから、遊んでいて、自然と吸収してもらうということかと思います。

松田議長 そうしましたら、随分ご意見を活発にいただいたところですが、時間も限りがございますので、今後の進め方、先ほど資料1と2ということで、大きく2年間は資料1に、さらに各回の大まかなテーマ立てということで、資料2を、事務局でご準備いただいたものがございました。

大きな流れとしては、課題は把握して、対策を考えて、そしてまとめていくということですので、資料1のような流れに確かになるのかなと思うのですが、先ほども出ましたけど、個別には、例えば国立市の現状をもう、まずは最初に見て行って、皆さんで課題を共有し、あるいはそういう現場の方々からのお声をかなり集める形で、それで一体今は何が国立市に必要なのかということを検討してみる、入れかえといいますか、そういうものは意見を伺いながら進めていければと思うところです。そのあたりで何かご意見など、お感じになっていることがありましたら。

佐藤委員 すみません。よろしいですか。佐藤です。国立市の抱えている課題や現状を、先ほど事務局からご報告願うということになったと思うのですが、範囲をどの程度考えてらっしゃるのかと思ったのです。子ども家庭支援センターのような福祉的なもの等々、そういう部分なのか、例えば、引きこもりの話も出ていましたけど、つながっていく話になりかねないところがありますよね。

事務局 はい。

佐藤委員 国立でのそういうものも含めてご報告願えるというのが、範囲をどの程度お考えなのかというのを教えていただければと思います。

事務局 事務局としては、範囲というのは、当然家庭教育支援なので、家庭に視点を置いています。そこが抱えているお子様が未就学児なのか、小学生なのか、中学生なのか、高校生なのかでさまざま課題はあるとは思いますが、この報告書や先ほど川廷委員からもあったように、親御さんが、お母さんが仕事をしているがゆえに、子どもに割く時間がなかったり、地域とのつながりが薄かったりという課題があって、それがこの20年間で、それだけではないですけれども、拡大していったり、昔は、20年前は普通にあったものが減少していったりという、社会の変化があって、そこで抱えているお母さん方の悩みが、子どもの不登校であったり、さまざまな問題につながっているのだと思うのです。そういう意味で言えば、お子さんが幾つなのかは別にして、そういったお母さん方の相談や悩みといった情報が集まってくる場所が役所のさまざまなどころにあると思いますので、そういったものについて集めて、委員の皆様にご提供したいと思っています。範囲をどれぐらいで考えていますかということに対して、範囲はここからここまでですという言い方は難しいかと思います。その部分は1カ月お時間をいただいて準備をしていきたいなと思います。

松田議長 ほかはいかがですか。そうしましたら、次回は国立市で行われている家庭教育支援の現状について、事務局から資料をいただきまして、検討していくと。それを受けまして、もう一段そういうヒアリングを行うのかどうかも含めまして、それは次回に検討していくと。この二、三回の定例会を通じまして、今期の社会教育委員会で扱う家庭教育支援がどういう問題なのだというのを、少し輪郭を固めていくといえますか、整理していくということで当初まず進めさせていただくということによろしいでしょうか。

ある程度の課題が少し見えてきた段階で、資料2にございますような各委員からのご報告を、それを受けていただくという流れのほうが。おそらくご報告いただくにしても、今のままでということだと、論点が見えにくいので、難しいですよ。

せっかくですので、家庭教育という、とても困難な厳しい状況をどう支えるかという話にやっぱり終始しちゃうのですが、むしろ国立市がすごく進んでいるといえますか、それでもって豊かになっているところがあって、さらにこういうところを進めると、もっとよくなるというか、肯定的な面での家庭教育のほうから支えるあり方というの、ぜひ何か視野に入れられればいいなと思ったりはします。

太田委員 よろしいですか。太田です。次回の内容については大体イメージできたのですが、その次の各委員からの報告というのが、どうしても私はイメージがうまくできませんで、例えば、この資料2で言うと、私は大学関係なので、大学のところを見ちゃうのですが、あんまりテーマに即した報告ができないのではないかとばかり考えてしまうのですが、ここで一体、この委員として何を求められているのかというのが把握しづらくて、次回の話で輪郭ができてくればわかるのかもしれないけれども、こういうカテゴリーではなく、もう少し自由に意見を述べ合うような枠組みにさせていただけると、もっと生産的かなという気がいたします。

事務局 今回の太田委員さんの意見はごもっともな部分で、実は昨年までやっていた19期の中では、地域における学校支援ということで、各委員報告にかなりの時間を割いて、1回の2時間の中で、団体、図書館協議会の方が1時間、公民館運営審議会の方が1時間、質疑も含めてという形をとっておりました。今回お集まりいただいている委員の皆様、今回のテーマでいくと、そういう形でやるのはかなり難しいだろうなというのがありましたので、ただ委員報告ということだけ書いておくとよくわからなかったもので、こういう形をとっています。今まさに言っていたように、一橋大学を調べてみたけれども、親に対しての支援みたいなことは一切やっていなさそうですということでも、前回の話を聞いて考えたときに、こういうことって大学という機関である以上、できるかもということが想像できましたとか、そういったことが意見交換の中で出てくればいいとも思っています。

そうすると、逆に実は同じ大学ではあるけれども、例えば学芸大学ではこういう状況があって、こういうセンターができ上がってきて、家庭教育を応援している経過がここ5年間ぐらいででき上がってきているけど、5年前は何もなかったのですというのもあるかもしれないですし、そうしたときに、では、一橋大学に、国立市として、こういったことをお願いすることはできるのかということを考えることもできるのかなと思っています。なので、現状をざっくりばらんにご報告していただく形で、ご報告事項として、なければいけないという形になるとは考えております。

矢野委員 矢野ですが、いいですか。私も実はこれ、最初に言おうと思ったのです。学校支援というと、NHK学園も、一橋大学もそうかもしれないですけど、何となく団体と団体、法人と法人ですからいいのですけど、あくまでもこれはプライベートですから、そう単純ではないなと私も思いますし、調べて、とにかくなければいけないですというけど、調べるだけだって労力と時間も要るでしょうし、それと、何よりも前回のことで僕が思うのは、報告をしたことが、議長さんが最後に気を使っていたのか、僕ははっきり切って結構ですと言ったのです。やっぱり本旨が大事なので、NHK学園がどうだ、一橋大学がどうだ、そんなことはどうでもいいのですよ、正直言うと、エピソードですから。例えばこんなこともやっているということですから、本旨のところをしっかりとしていればいいのですというのですけど、やっぱり我々が調べたり、我々が書いた、報告したということ、最後はっきり切るのはどうなのかなと私は前回の議長さんは思ったのではないかと思っているのです。

それが、報告書も、何か本旨に従ってないのではないかと若干思っているところもあるのですよ。PTAの方だったり、家庭だったり、学校というのが主役だって、僕は何度も言って、立入さん、僕も言ったではないですか、3人でやったほうがいいですよ。我々ががやがや言うよりは、もうそこで、とにかく案をつくってもらったほうがいいのではないかと言ったと思うのですけど、そんなことをさせてしまって申しわけないと思いますけども、僕もあんまり無理することは今回特にないと思うのです。それよりも、もっと絞ることのほうが大事かなと思いますけどね。そうではないと、私は元マスコミの人間なので口が悪いのですけど、目くらましになっちゃうのですね。本質が見えなくなる。こっちが大変でした、こんなことをやっているのですという、本質がわからなくなっちゃうのですね。まだ実は、我々、国立市の本質は全然、正直言ってわかっていないと思うのです。いつわかるのかはわかりませんが、来週聞いてみて言おうかなとは思っていたのですけど、学校支援ならまだ許されるかなと、個人的には思っていたのですけど、家庭となるとなかなか言えないと思うのです。

立入副議長 立入です。ごもっともな話ですし、私も今回、家庭支援となったら、私は支援されるほうだよと思いながら聞いていた内容なので、その諮問に沿って、自分は何か建設的な意見を言えるかどうかというのはとても不安があったのです。実際、悩んでいる家庭はどのくらいあるかというパーセンテージの中に、悩みはあると言えはるし、ないと言えないしみたいな部類だなと思いがらさっき丸の中を見ていたのですが、いろいろな立場の人がここにいるわけで、大学の先生でいらっしゃる方は、やっぱりその中で枠組みを考えることとか、こうしたほうがいいのではないかというような未来への提案を出していただけることは可能かなという気はするので、現実、国立の現状がどうだということももちろん大事ですけど、そのソースというか、事実に対して、次にこうしていったほうがいいのではないかというような、先に向かっての提言といったものは、それは私も悩める家庭の一人ではあっても、そういうふうにしたという希望は持てるわけで、それに向かって意見を言うのは可能かなという気はするのです。もちろん、悩みは抱えた上で。そういう意味では立場を超えていろいろな意見を言うということは、とりあえずここに集まった人たちが意見を出すことは可能かなという気はするので、その背負っているものは多少、どこそこというのはあるとは思っています。

けれど、その中で、各個人が考えたものを、意見を言うことができるかなと思います。

松田議長 そうしますと、ご意見伺っていると、今回はこういう、国立の中にある組織といいますか、組織の側からご意見をいただくという立場ではなくて、もう少し自由にご意見をいただくような形から始めてみたい。もちろん家庭教育支援において、例えば高等教育機関がどういう役割を果たすかという話になって、一橋大学はどうやっているのだろう、東京女子体育大学はどうやっているのだろうということはあるかもしれないということですね、事務局がおっしゃりたいのは。ですから、少しそれは後送りにしていったら、当初は、まず課題を把握した上で、それで委員の皆様方のご専門やご関心を生かしていただいて、お話を深めていくと。そのようなことでいかがですか。

事務局 はい。それでいきたいと思えます。

松田議長 そうしましたら時間のほうも大体過ぎてきたのですが、そのほか、何かご意見やお気づきの点はございますか。よろしいですか。  
では、事務局で何かありますか。

事務局 次回はこのスケジュールのとおり、7月16日、火曜日になります。同じ時間で7時から9時になりますけれども、内容については先ほど申し上げたような形で進めていきたいと思っています。また、議長からお話があったように、委員さんからの報告という部分については組みかえをしますし、そもそも論点が全体の中で、皆さんの中で整理がついてから、まずPTAの活動や学校、公民館、図書館では、何かやっている事実があるかもしれませんので、そういった部分をご報告いただくということに、フレキシブルに進めていくような形をとって、そこに今度、皆様からの意見がある中で、大学としてはこういうことがやられているとか、可能性があるということの意見交換に進めていければと考えておりますので、そのように進めていきたいと思えます。次回も、7月16日の同じ時間帯に実施しますので、ご案内はこちらからさせていただきます。前回と違いますのは、今日の議事録についてはテープ起こしをしたものを、皆様にメールでご送付いたしますので、所定の期間までに、それぞれの文言について目を通していただいて、お戻しいたきて、またそれをお配りする、またホームページにアップする形になりますので、よろしく願いいたします。

事務局としては以上になります。

松田議長 それでは、ほんとに本日もお忙しい中、ありがとうございました。

— 了 —